

令和4年第3回教育委員会議事録

令和4年2月8日（火）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年2月8日(火) 午後2時00分～午後2時38分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 事 務 局 次 長 齊 藤 俊 朗 庶 務 課 長 村 野 貴 弘
生涯学習担当部長

学 務 課 長 正 富 富 士 夫 学 校 支 援 課 長 出 保 裕 次

濟美教育センター 佐 藤 永 樹 濟美教育センター 加 藤 則 之
統括指導主事 統括指導主事

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第9号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について
- 議案第11号 令和4年度杉並区立小中学校の学級編制方針について

(報告事項)

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等について
- (2) 学校施設の有効活用等に向けたモデル事業受託者候補者の選定結果について
- (3) 杉並区立学校外国人英語指導助手(ALT)派遣業務受注者候補者の選定結果について

目次

議案

議案第9号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例	13
議案第10号	杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員 の任免等について	15
議案第11号	令和4年度杉並区立小中学校の学級編制方針に ついて	4

報告事項

(1)	新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等 について	5
(2)	学校施設の有効活用等に向けたモデル事業受託者候補 者の選定結果について	9
(3)	杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受 注者候補者の選定結果について	11

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員から欠席とのご連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますのでこのまま会議を進めます。

本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたのでよろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは本日の議事に入りますが、議案第9号につきましては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく、区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。また、議案第10号につきましては人事に関する案件でございます。したがって、議案第9号及び議案第10号の審議につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんのでそのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第11号「令和4年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」を上程いたします。学務課長からご説明いたします。

学務課長 私からは議案第11号「令和4年度杉並区立小中学校の学級編制方針について」ご説明いたします。杉並区立小中学校学級編制は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教育職員定数の標準に関する法律」に基づき、東京都が定める基準を標準として杉並区で行うこととしております。

まず東京都の学級編制基準ですが、小学校について、第1学年及び第2学年は1クラス35人、第3学年から第6学年は1クラス40人編制が基本でございますが、令和4年度においては小学校第3学年の学級編制

の標準が 35 人に引き下げられる見込みでございます。中学校につきましては、第 1 学年から第 3 学年まで 1 クラス 40 人編制が基本でございます。

これに対しまして、杉並区の学級編制について、まず小学校ですけれども、議案の 1 番目（1）をご覧ください。第 1 学年から第 6 学年までを 1 学級 35 人の学級編制といたします。ただし、教室不足など学級運営上支障がある場合には、35 人の学級編制によらず東京都が定める基準に基づき学級編制を行ってまいります。

次に（2）の中学校についてですが、1 学級 40 人の学級編制といたしますが、第 1 学年については、1 学級の平均生徒数が 35 人を超える場合には 1 学級の生徒数の上限を 35 人として学級を編制することができるとしております。なお、中学校の学級編制については東京都と同じでございます。

最後に、実施の時期につきましては、令和 4 年 4 月 1 日としております。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第 11 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 11 号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは続きまして、報告事項の聴取を行いますので事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等について」、学務課長からご説明いたします。

学務課長 新型コロナウイルス感染症に関する区立学校の取組等についてご報告いたします。こちらは、令和 3 年 11 月以降の主な取組等についてご報告するものでございます。

資料をご覧ください。1番目の「児童・生徒・教員の感染状況」でございしますが、表に記載のとおり、一番右端の太枠の中でございしますが、2月7日現在、小学生1,081名、中学生260名、教員（常勤）80名の感染が報告されております。なお、括弧は11月4日以降の増加分でございします。

(2)の「特記事項」といたしましては、令和3年10月から12月までの3か月間は児童生徒数の感染者数は0名でございましたが、令和4年1月以降、オミクロン株の流行とともに感染者が爆発的に増加しております。オミクロン株の特徴として、感染スピードが早く、2日程度で家族全員が感染する事例や、感染経路が不明の事例が急増しております。

(3)の「臨時休業の状況（2月7日現在）」でございしますが、まず臨時休業の考え方でございします。同一学級に感染経路が不明の複数の感染者が出て、他に有症状者がいる場合、学校における活動様態等の確認を踏まえ、学校・教育委員会・保健所で協議し、感染拡大の可能性があると判断した場合は5日の学級（場合によっては学年）閉鎖といたします。1月以降、小学校26校68学級、中学校10校24学級、特別支援学校小学校部3学級が学級閉鎖となりました。

続いて、2番目の「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン」（令和4年2月改定）についてでございします。お手元に別の資料でガイドラインをおつけしてございしますが、6月以降変更した内容のところにつきましては下線を引いてお示ししてございしますので、後ほどご確認ください。

主な改定内容につきまして、3点ご報告させていただきます。まず、(1)の「教育活動上の留意点」でございします。「遠足・集団宿泊的行事」について、宿泊を伴う校外学習を実施する場合、訪問先からの要請や感染症拡大の影響等によっては、参加予定の児童・生徒にPCR検査を事前に実施することも検討する。

続いて、「保護者・地域との連携活動等」につきまして、オンラインを活用する場合は、取り扱う情報への配慮や会議URLの取扱いなど運用に関する注意喚起を保護者に行うなどの措置を十分に講じた上で実施することとしてございします。

次に、(2)の「登校の判断・感染者、濃厚接触者等に関わる指導」

についてでございます。感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒、感染者、濃厚接触者に指定され出席停止になった児童・生徒等については、オンラインを積極的に活用して学校とのつながりを継続し、オンライン学習や授業配信等により学びを保障することとしてございます。

次に、（３）の「臨時休業中の児童・生徒への支援」といたしましては、まず指導計画・評価計画を踏まえ、オンライン学習、プリント、探究的な学習（調べ学習）、動画の視聴、実技等を効果的に組み合わせ、児童・生徒の主体的な学びを充実させるとともに、学びの継続に取り組むという内容でございます。また、オンライン等を活用し、児童・生徒の家庭学習が円滑に進むよう取組状況の確認と支援を行うこととしてございます。

以上、改定の主なポイントをご報告させていただきました。

続いて裏面をご覧ください。３番目といたしまして「学校行事の実施状況・予定について」でございます。移動教室についてでございますが、１月実施の実績でございます。小学校２校、いずれも富士移動教室でございます。中学校１４校、スキー教室でございます。参加者全員のPCR検査をした上で実施いたしました。なお、この検査で感染が判明した者といたしましては、小学校１名、中学校４名がPCR検査にて陽性となりました。

最後に２月、３月の実施予定でございますが、小学校は１１校、富士移動教室、弓ヶ浜移動教室もございます。中学校、それから特別支援学級連合のスキー教室が２月、３月に予定としてございます。

私からの報告は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 １月に入ってから急激なコロナ感染拡大という中で、本当に各学校においてもいろいろな対応に尽力されているということを知っております。それに伴い、また事務局及び済美教育センターのほうで様々な対応に動かれているということも聞いております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

そんな中で今、学級閉鎖する学校が増えていますが、振り返ると、コ

ロナ以前でも毎年冬にはインフルエンザの流行等々で学級閉鎖する学校が増えてということは毎年のようにあったのですが、そういう中でも大きな混乱とかそういったこともなくやってきたかなと思うのですが、今回の場合に各学校での様子等で、何かひっ迫していることとか困っていること等々は何かありますでしょうか。

学務課長 学務課において、見聞きしていることをご紹介させていただきます。インフルエンザ等での学級閉鎖等と少し違っておりました、新型コロナウイルスで学級閉鎖をする場合、クラスに陽性者が出た場合の対応、その子と濃厚接触のある教育活動があったのか、なかったのかとか、感染経路不明で家族から感染するケースもございまして、どこで、どのように、いつ、誰が、どうなり、どれくらいの速度で広がっていくのか、といったところは予測不能な部分がございまして、学校としてはかなりきめ細かく対応していただいている分、心労も大きいのかなというところは感じてございます。

総括指導主事（加藤） 済美教育センターでは、学校の学びを継続させる部分について、例えば、転入してきたばかりの児童・生徒のタブレット端末がつながりにくいといった学校からの要請に応じて、指導主事を学校に派遣して、オンラインの授業配信の支援をしております。これまで、秋口の感染状況が収まってきた中で、学校はオンラインの練習と申しますか試行を繰り返してきたのですが、そのときにはクラスの全児童・生徒を帰して実施していましたが、今回は、教室の中で対面で授業を受けている児童・生徒と自宅でオンラインで授業を受けるという両方の面を同じ時間の中で実施しなければならなくて、そうした中でどういうふうになればいいかなど、そんな問合せもあって、指導主事を学校に派遣していろいろ支援をしている、そのような状況です。

久保田委員 ありがとうございます。オンラインの活用に当たっては、済美教育センターの指導主事の先生方が学校に行かれて、いろいろバックアップ、サポートされているということを知り安心しました。またこれからも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

伊井委員 いろいろ、ご苦勞を頂いているお話がありましたけれども、先生方がり患されたときの対応というのは、区全体で補充というかそういうことで困られている学校とかは大丈夫なのではないでしょうか。インフルエン

ザとかでも先生方がお休みされたりすることはありますので、そのときも同じ学年の先生がいろいろ対応されるとか、副校長先生が授業されるとか、そんな感じでコロナでなくても対応されていたと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

学務課長 学校内の感染状況の報告を受ける中では、教員が感染して出勤できなくなった場合、ほかの同学年の先生のサポートだとか学校を挙げてのサポート体制、それからおっしゃられたとおり副校長がクラスに入るケースも実際に発生しているという報告を受けてございます。

伊井委員 様々な形で大変だと思うのですが、いろいろとご支援いただけたらいいのかなと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

對馬委員 今のやり取りに少し関連するかもしれませんが、先生が陽性になってしまって、ただ、症状がそう重くないとか無症状といった場合に、自宅からオンラインの授業とかをするということは今、可能なのでしょうか。

総括指導主事（加藤） 区の規定としましては、教員が自宅から個人の端末を使ってオンラインでつながるということは、現在認めておりません。

對馬委員 そうすると、先生はやはり出勤してきていただかないといけなわけですね。学びが止まらないようには、もちろんするけれども、なかなかその先生の仕事としては難しいということなのですね。分かりました。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「学校施設の有効活用等に向けたモデル事業受託者候補者の選定結果について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 12月8日の教育委員会で、プロポーザルの実施方法等の変更についてご報告をさせていただいた後、選定委員会の設置をお認めいただきました。今回は、公募型プロポーザル方式により、受託者候補者を公募したその選定結果についてのご報告となります。

モデル事業は高円寺学園で行うこととしてございますけれども、公募したところ、2事業者から応募がございました。それを選定委員会で審

査をした後、受託者候補者を選定しましたので、今後契約締結に向けた具体的な協議を進めてまいります。

1 番目の「選定事業者の概要」について、事業者名は「京浜企業株式会社」と「株式会社 Sports&Works」の共同事業体、この2つの会社が1つの事業をやっていくということになります。代表団体としましては、「京浜企業株式会社」となります。この「京浜企業株式会社」につきましては、区のプール開放の事業なども受託している区内の事業者でございます。それから、「株式会社 Sports&Works」につきましては、区の中学校の部活動の指導業務を今やっている実績がある事業者でございます。

2 番目の「選定方法等」でございますけれども、選定委員会において定めた審査基準に基づき、書類審査とプレゼンテーション、ヒアリングを行いました。

まず、2枚目の別紙をご覧ください。今回の実施結果でございます。A事業者とB事業者を比較しているところでございますが、このA事業者が今回選定された事業者でございます。総合計点としましては1次、2次合わせて1,320点でございますけれども、このうち1,053点、79.8%を獲得したという事業者になっているところでございます。

もう一度、1枚目にお戻りください。選定方法につきましては、先ほど申し上げたような形で書類審査とプレゼンテーション、ヒアリングを行いましたけれども、その後の経過につきましては記載のとおりでございます。選定委員会を12月8日に設置いたしまして、公募を経て、第1次、第2次審査をして選定したというものでございます。

選定委員会の構成につきましては記載のとおりでございます。

今後の主なスケジュールでございますけれども、2月に行われる文教委員会で報告をさせていただきます。3月にモデル事業を開始する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

伊井委員 2点お伺いします。実施結果の評価点数のところ、A事業者のほうが「部活動支援」の項目で、点差が結構開いてついていることの

ご説明を頂きたいのと、今回の事業に関して、広くいろいろな方に学校の施設を使っていたらというのを目指すところが、幾つかの取組の中の目的の1つにあると思うのですけれども、「施設予約システム」の項目の点数が、10点ぐらいB事業者のほうが多く獲得しているのですけれども、この辺りの点差というのは、さほど予約システムに支障を来すものではないという解釈でよろしいでしょうか。

学校支援課長 まず2点目のほうからですけれども、B事業者のほうは、システムを実際に自社で持って活用している実績があって、より具体的に説明ができるというところで点差が開いたと認識しているところですが、今後、選定事業者と協議していく中で、調整していきたいと考えてございます。

それから、1点目の部活のところでは点差が開いたというところですが、一番大きなポイントは、委託事業者に統括責任者が置かれていて、学校の先生方は統括責任者を介して、各指導者に指示してもらうのですが、今回の事業者は類似の事業をやっているのでも、学校との連携を図ることとか、保護者とか子どもたちとの関わりといった、学校現場のことを理解している事業者であることから、このような差が開いたものと認識してございます。

伊井委員 選定委員会の構成されている方々を見ても、そういうことも含めて評価したのだなということが理解できました。ありがとうございました。期待しております。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者の選定結果について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

総括指導主事（加藤） 私からは「杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者の選定結果について」ご報告いたします。

杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づき設置しました杉並区立学校外国人英語指導助手（ALT）派遣業務受注者候補者選定委員会における選定結果を踏まえまして、資料1にもございますように「株式会社インテラック関東南」を本業務の受注者候補者として選定いたしました。

所在地は神奈川県横浜市となっておりますが、東京支店は中央区銀座にございます。本事業者の主な事業は、ALT 配置事業、教員研修の企画、英語関連の教材開発等となっております。

続いて「2 選定経過等」ですが、令和3年11月22日に選定委員会を設置いたしました。そして、実施要領、審査方法及び審査基準を定め、令和3年12月7日から12月24日の期間で公募を行ったところ、3つの事業者から応募がございました。この3事業者に対して、令和4年1月19日に第1次審査として書類審査を実施要領に従って行い、3社全てを第1次審査通過者といたしました。その後、そのうちの1社から本プロポーザルへの参加辞退の連絡がありましたので、令和4年2月1日の第2次審査のプレゼンテーション、ヒアリングは2社に対して実施いたしました。第1次審査及び第2次審査の評価点数を合計した点数が配点総合計の6割以上で、かつ最上位の点数を得た事業者を受注者候補者として選定いたしました。審査結果につきましては、別紙に記載のとおりとなっております。また、選定委員会の構成は資料に記載のとおりです。

最後に、「3 今後の主なスケジュール（予定）」としましては、間もなく受注者候補者と契約に向けた協議を行いまして、4月から当該業務が開始されます。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

久保田委員 今回、委託から派遣へと変わる中での審査ということで、第1次審査ではB社とC社、この点数が第2次審査においては逆転するという結果が出ておりますが、このポイントというのは一体どんなところにあったのか教えていただければと思います。

統括指導主事（加藤） 細かい点数の部分については、複数の委員による採点ということですのでなかなか申し上げるのは難しいのですが、採点のポイントとしてこちらで考えていましたのは、第1次審査と第2次審査それぞれの合計点を同じにしております。こちらは書類とプレゼンテーション、ヒアリングでの提案内容のかい離があったとしても挽回できるようにいたしました。

もう1点、配点を2倍としている項目がございまして、そちらについては採用や育成、人員配置体制等の項目となっております。優秀なALTを採用できるか、採用後も研修で専門性を高められるか、あとは育成された優秀なALTを継続的に配置できるか、そうしたことを考えて配点のほうを2倍としたところです。

また、第2次審査においては、ALT業務を円滑に進めることができるかという視点で、教育委員会、学校、ALT、全てに関わる立場の業務責任者に関する項目や教育委員会との連携に関する項目を2倍の配点としております。

以上です。

庶務課長 ほかにご意見等はよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。その前に庶務課長、連絡事項がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、祝日のため日程を変更させていただき、2月28日月曜日午後2時からの開催を予定しております。どうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

(傍聴者 退出)

教育長 それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第9号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。私からご説明させていただきます。

区費負担の学校教育職員につきましては、東京都の教育職員と同一の職場における同一の勤務内容であることなどから、給与月額や特殊勤務手当等の給与を同等程度としているところでございます。このたび、東京都において特殊勤務手当の見直しが行われ、非常災害時等の緊急業務及び修学旅行等指導業務に係る教員特殊業務手当の額が引き上げられることとされました。このことに伴いまして、学校教育職員の教員特殊業務手当を改定する必要があるため、条例を改正するものでございます。

それでは条例の内容についてご説明いたします。議案を2枚おめくりいただき、「新旧対照表」をご覧ください。教員特殊業務手当の額の上限を、従事した日1日につき「6,400円」から「1万6,000円」に改めるものでございます。

議案を1枚お戻りください。附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 これは、都費の教員に合わせて区費の教員も制度を整えたということなのですが、この非常災害時等の緊急業務というのは、すぐ思いつくのは、3.11が思いつくのですが、具体的には、10年以上前ですけれども、そのときにはこれが支払われていたのでしょうか。あるいは3.11以外にも非常災害時にいわゆる特殊業務手当が支払われたケースというのはあるのでしょうか。

庶務課長 今、ご質問いただいたとおり、東日本大震災の際に支払われている実績がございます。それ以降については、非常時において特殊業務手当の支給の実績はございません。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

伊井委員 これを見ていると、平成19年の条例となっているのですが、そこからこの金額が今回変わったという解釈でよろしいですか。

庶務課長 この間、部活動の指導業務等については、規則において手当額の改定がございましたが、条例に定める上限額については、初めての改正になります。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにご意見等よろしいでしょうか。それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第9号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第9号につきましては原案のとおり採決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第2、議案第10号「杉並区幼稚園教育職員及び杉並区学校教育職員の任免等について」を上程いたします。引き続き私からご説明いたします。

初めに、杉並区幼稚園教育職員についてでございます。再任用以外の職員につきましては新規採用が2名でございます。また、再任用職員につきましては退職者が2名でございます。

次に、杉並区学校教育職員についてでございます。普通退職者3名、人事交流による転出者1名、計4名の退職でございます。それぞれ、退職は令和4年3月31日付け、任命は令和4年4月1日付けです。議案提出の根拠は、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の職員の任免等に関する規定に基づくものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

對馬委員 区費教員の先生が3名また減ってしまうということ、1名は人事交流ということなので多分人数的には変わらないかと思うのですけれども、大変残念には思いますが、先ほどの学級編制のところでは35名学級というのを維持していきたい方向であるというお話を伺っていたと思うのですけれども、区独自で都よりも少ない人数で学級を維持することは、やはりこの区費教員の方々に活躍していただかなければいけないと思うのですけれども、また人数が減ってしまいましたが維持は大丈夫なのでしょうか。

庶務課長 国の学級編制の基準が、今後、1学級35名になってくると、それを維持するのに必要な都費教員が配置される予定です。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。議案第10号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第 10 号につきましては原案のとおり可決いたします。

それでは、以上で本日予定されていた日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。